

業務指示書（小規模）

ラオス国環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年7月3日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 川合 奈美 Kawai.Nami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年7月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

（ ）（1）と（2）を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

（○）（1）と（2）を併せた記載分量は、20ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（ラオス及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年7月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びアクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LAK1 = 0.013 円 , US\$1 = 101.03 円 , EUR1 = 131.21 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任／廃棄物管理計画
廃棄物機材計画1

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.97 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年7月24日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (イ)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (イ)契約交渉
 - (ウ)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (7)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

ラオス国環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	7.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	3.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)	5.00	
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1)業務主任者の経験・能力 業務主任/廃棄物管理計画	(40.00)	(32.00)
イ 類似業務の経験	16.00	13.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	4.00	3.00
ハ 語学力	6.00	5.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	8.00	6.00
ホ その他学位、資格等	6.00	5.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2)業務管理グループの管理体制	-	(8.00)
イ 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(20.00)	
1) 担当事項： 廃棄物機材計画 1	(20.00)	
イ 類似業務の経験	10.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	4.00	
ニ その他 学位、資格等	4.00	
2) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
3) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項：	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

ラオス国は、我が国の無償資金協力「首都圏廃棄物処理改善計画」（1996年）による支援により、首都ビエンチャンにおいては廃棄物の収集・運搬、処理といった廃棄物管理体制が整備されたが、その後、経済成長・人口増加により、ごみ発生量の増加への対応が課題となっている。

本事業の対象都市である、首都ビエンチャン（人口約73.0万人（2011年））、ルアンプラバン（人口約7.8万人（2011年））、サヤブリは（人口約6.7万人（2011年））、ASEAN 統合ロードマップ（ASEAN 共同体強化に向けた分野ごとの具体的な道筋）に明記されている分野の一つ、「環境的に持続可能な都市」に登録されている。

対象各都市における住民が1日に出すごみ量は、首都ビエンチャンでは約140トン（1992年）から約638トン（2011年）と大幅に増大しており、ルアンプラバンでは約68トン（2011年）、サヤブリでは約35トン（2011年）となっている（ルアンプラバン、サヤブリには過去のごみ量データが無い）。

また、各都市の廃棄物収集率はそれぞれ約20%（中心部では100%近い一方、郊外で低い）、約60%、約40%と低い上、未収集ごみは点在する空き地にてオープンダンプや野焼き処理がされており、堆積したごみによる病害虫や悪臭の発生及び土壌及び水質の汚染、ごみの野焼きによる煙害・有害物質の発生等が生じている。更に、オープンダンプが行われる最終処分場では、資機材や技術の不足に起因する運営管理の不徹底により、ごみの散乱、浸出水、悪臭、病害虫などが発生している。これら収集率が低い問題は、ごみ収集・輸送方法が非効率であることに起因しており、各対象都市で利用されている収集車両は2013年5月現在、首都ビエンチャン：47台、ルアンプラバン：8台、サヤブリ：3台であるが、その多くはパッカー車（廃棄物収集専用車両）ではなく、大小様々のダンプトラックを流用している。

更には、首都ビエンチャンでは、市街地を回る収集車が途中で積み替えを行わず、市街地から約32km東にある最終処分場を往復しているため、大型トラックが市街地を巡回したり、小型の収集車が長距離を走行したりと、非効率な輸送を行っている。そのため、中継基地を設け、収集作業の効率化をはかることが求められている。

上記の通り、ラオス国では今後も人口増加に伴うごみ発生量の増加が予測されるため、廃棄物収集・輸送の効率化による廃棄物処理能力の向上が急務となっている。

JICAは技術協力「JICA-ASEAN 連携ラオスパイロットプロジェクト(LPP)」

を構成する環境管理コンポーネント（LPP-E）として、首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリの3市における廃棄物管理能力の向上にかかる協力を行っている。各市の収集・輸送を含む廃棄物管理計画は改善され、同計画を実施する人材の育成も進んでいる。今後は必要な施設・機材の整備を通じた同計画の実行による効果の発現が求められている。

このような背景のもと、ラオス国は無償資金協力「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」の要請を我が国に提出した。本調査においては、要請の背景・目的・内容を把握し、プロジェクトの必要性・効果・技術的経済的妥当性を検証する。また協力の成果を得るために必要な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算する。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標：

固形廃棄物に関連する衛生環境を改善することにより、首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリが清潔で、緑があり、美しい（Clean, Green, Beautiful）環境的に持続可能な都市として整備される。

(2) プロジェクト目標：

ラオスにおいて環境的に持続可能な都市として位置づけられている首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリにおいて、廃棄物管理に関する施設建設と機材調達を行うことにより、廃棄物の収集・輸送環境が改善される。

(3) 期待される成果：

- 1) 首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリにおける廃棄物収集に係るキャパシティが向上する。
- 2) 首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリにおける廃棄物処分にかかるキャパシティが向上する。
- 3) 首都ビエンチャンにおける廃棄物中継基地が整備され、収集・輸送の効率性向上にかかるキャパシティが向上する。

(4) プロジェクトの成果指標

成果指標（数値）：廃棄物収集率など、本調査にて検討する。

その他成果指標：本調査にて検討する。

(5) プロジェクト内容（要請内容）

1) 我が国への要請内容：以下の工事及び機材の調達

工事・機材内容	数量		
	VTE	LPB	XYB
中継基地の建設工事	1	0	0
10 m ³ 圧縮収集車	24	0	0

6 m ³ 圧縮収集車	6	2	0
ダンプカー	0	3	5
コンテナ用複式収集車	4	3	2
長距離輸送車（トレーラー）	10	0	0
ブルドーザー	1	1	0
掘削機（エクスカベータ）	1	0	0
散水車	1	1	1
医療廃棄物用焼却炉	1	0	0
医療廃棄物用収集車	1	1	0
作業場の道具・設備一式	1 式		
機材部品一式	1 式		

※VTE: 首都ビエンチャン、LPB: ルアンプラバン、XYB: サヤブリ

2) 相手国側の投入計画:

- ・ 実施機関職員の配置
- ・ 調達機材の通関及び国内輸送
- ・ 機材の運営・維持管理に係るコスト

その他は本調査にて検討する。

(6) 対象地域（サイト）:

首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリ

(7) 受益者:

直接受益者:

首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリのごみ収集・処理関係者

間接受益者:

首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリの住民約 87.5 万人

(8) 関係省庁・機関

実施機関:

【国レベルでの政策担当】

公共事業省住宅都市計画局 (Department of Housing and Urban Planning (DHUP), MPWT)

【都市レベルでの実施担当】

- ① 首都ビエンチャン: 首都ビエンチャン都市開発管理庁 (Vientiane Urban Development & Administration Authority: VUDAA)
- ② ルアンプラバン、サヤブリ: 行政公務員管理庁都市開発管理庁 (Urban Development & Administration Authority: UDAA) 他

(9) その他

1) わが国の援助活動

- ・無償資金協力「首都圏廃棄物処理改善計画」(1996年、7.05億円)により、廃棄物収集・運搬・埋立用機材の供与、最終処分場の整備、廃棄物収集・運搬・埋立用機材の修理・整備場の整備を実施。
- ・技術協力「JICA-ASEAN 連携ラオスパイロットプロジェクト」(2010年10月～2015年10月)の環境管理コンポーネントにより、首都ビエンチャン、ルアン普拉バン、サヤブリの3市における廃棄物管理の向上にかかる組織・人材の能力強化、処分場改善、3Rの普及等を実施中。

2) 他ドナー等の援助活動

- ・国連開発計画(UNDP)が2003年から2004年に「Public Private Partnership Urban Environment」プロジェクトを実施。
- ・アジア開発銀行(ADB)とフランス開発庁(AFD)が、1997年から2006年まで「Vientiane Urban Infrastructure and Services Project」を実施。
- ・ADBのJFPRが2004年から2007年に「Solid Waste Management and Income Generation for Vientiane's Poor」プロジェクトを実施。
- ・ADBが2010年に、「Small Towns Development Project」を実施。

3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、必要性、効果、技術的経済的妥当性を検証する。また協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査はラオスから要請のあった「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とした第1次現地調査、②協

力準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための第 2 次現地調査、の計 2 回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

（2）計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の 2 つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第 1 次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第 2 次現地調査（報告書案説明調査）派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（3）技術協力プロジェクト「JICA-ASEAN 連携ラオスパイロットプロジェクト」(LPP) との一体的な実施

LPP-E では本事業の対象地域である首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリにおいて廃棄物管理の改善（収集・運搬・処分を含む廃棄物管理計画の作成、ウェイストピッカー対策等）を支援しており、LPP-E の成果、活動計画と整合性を持った事業計画となるよう調整する。

（4）コンパクトター・トラック等廃棄物収集車両の活用にかかる留意点

廃棄物収集車両を導入するに当たり、燃料効率、運用・維持管理（給油、部品交換、技術者ほか）、環境負荷（騒音、排気ガス）、回収作業効率ほかの観点から総合的に比較を行い、先方機関に適した機材となるように留意する。

（5）医療廃棄物収集車・医療廃棄物焼却炉にかかる留意点

要請書には、医療廃棄物用焼却炉、医療廃棄物用収集車の記載があるが、LPP-E にて医療廃棄物用焼却炉を首都ビエンチャン、ルアンプラバン、サヤブリの 3 か所に 1 基ずつ供与済であり、また、医療廃棄物用収集車として荷台車両を 3 市に供与済あるいは調達手続き中であるため、本事業にて新たに供与する必要が無いことを再確認する。

なお、LPP-E では首都ビエンチャンでは 5 箇所の病院、ルアンプラバンでは 2 箇所の病院及び同市内のクリニックから発生する感染性廃棄物を処理するために、供与済の小型医療廃棄物焼却炉による処理に着手している。首都ビエンチャンの全病院数は 10 以上、クリニックも多数あるため、仮に医療廃棄物処理体制が適正に構築されれば、LPP-E のパイロットプロジェクトで導入した小型

焼却炉よりも大きな医療廃棄物焼却施設が必要になるが、その適正な体制の構築には時間を要するため、LPP-E では本事業による新規の医療廃棄物焼却炉の設置は時期尚早という見解をもつところ、本調査にて医療用廃棄物焼却炉の要否につき再確認する。

(6) 「首都圏廃棄物処理改善計画」に係る情報収集

我が国はかつて無償資金協力「首都圏廃棄物処理改善計画」（1996年、7.05億円）により、ラオス国に対して廃棄物収集・運搬機材及び最終処分場での衛生埋立用機材を供与している。上記案件で供与した機材の活用に関する情報が有用であるところ、本調査の実施にあたっては、現地調査前に文献レビュー等にて情報収集を行った上で、現地調査を行い留意点等を確認・整理する。

(7) 現地調査に基づく概略設計及び事業費の積算

「協力対象事業」の概略事業費及び維持管理費の概略事業費を積算する。積算に当っては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認をとることとする。中継基地の設計精度は、施設に関しては概略事業費（無償）の積算において算出される事業費と詳細設計の結果算出される事業費との差が±10%以内に納まるような精度を、機材は入札に対応できる精度を確保する。

- 1) 準拠ガイドライン
- 2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討
- 3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーやNGO等が実施した類似案件について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定無し）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ア) 実施時期
- イ) 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ) 概略の仕様
- エ) 入札方法（PQ基準、国際入札/国内入札等）
- オ) 契約条件（総価方式/BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）
- カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(8) 環境社会配慮確認

本無償案件は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、「JICA環境ガイドライン」）に従いカテゴリ-Bに分類されるため、重要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画（案）の作成等を行う。

施設建設においては、サイト選定や設計に当たり、地域住民の生活・衛生環

境や健康に対する影響を最小限に抑えるよう十分配慮する必要がある。また、本無償案件によってジェンダーに関する負の影響の有無を確認する。

(9) 中継基地整備に係る資材

中継基地整備を計画する際、アスベストを含有する資材の採用/調達は行わない。また、仮に同物質を含有する施設・資機材を解体・分解する計画の場合、アスベストの飛散防止対策を行う。

6. 業務の内容

上記「5. 業務方針および留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

(1) 国内事前準備 (2013年8月中旬)

- ア. 関連資料を解析・検討し、プロジェクトの全体像を把握する。
- イ. 事業効果測定に必要な指標を整理し、その調査方法の検討を行う。成果指標については、プロポーザルで提案し本検討に含める。
- ウ. 調査全体方針/方法、作業計画、協力計画案を検討するとともに、現地調査項目を整理し調査計画を策定する。
- エ. 上記ア～ウの作業を踏まえて、インセプション・レポートおよび協力準備調査報告書作成表を作成する。
- オ. 上記エの協力準備調査報告書作成表は、「無償資金協力調査報告書作成のためのガイドライン (2011年3月版)」(最新版をJICAホームページで確認のこと。)における協力準備調査報告書の目次立てに準じ、参考とする資料、執筆者分担などを一覧表示する形で作成する。なお、インセプション・レポート、協力準備調査報告書作成表は、JICAとの契約締結後1週間以内に提出する。

(2) 第1次現地調査 (2013年8月中旬～9月下旬)

- ア. インセプション・レポートの説明・協議
 - (7) インセプション・レポートを相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
 - (4) 我が国無償資金協カスキームを相手国政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について、協議・確認を行う。
- イ. ラオス国上位政策・計画の確認および本協力との整合性確認
 - (7) 相手国政府関係者と協議を行い、プロジェクトの背景、目的の確認を行う。
 - (4) ラオス国の廃棄物管理にかかる現状と上位計画等について内容の確認

を行うとともに、本計画実施に伴うプロジェクト効果（ごみ収集率の増加など）につき、ラオス国の廃棄物管理計画に基づいて検討の上、必要に応じてラオス国側に提案する。

- (ウ) 本計画対象地域の人口の将来予測について確認し、本計画の計画年次の設定、計画機材数の策定を行う。
- (エ) 本計画対象地域の必要機材台数及び運営維持管理能力を把握し、当該計画実施の必要性及び妥当性につき検証する。
- (オ) 無償資金協力の効果に係る評価ならびに評価指標の策定・活用のためのベースライン調査を実施する。
- (カ) 対象地域における廃棄物収集・処分状況、衛生状況について確認を行う。
- (キ) 当該地域に対する先方政府のこれまでの廃棄物管理に対する取組みを調査し、日本側無償資金協力の位置付けを明確にする。
- (ク) 本計画の必要性、裨益効果など、無償資金協力案件としての妥当性を検証する。

ウ. 本プロジェクトの実施体制の確認

実施機関、関係機関について、運営、維持管理体制（運営体制、運営実績、財務状況、人員配置、技術水準等）の現状及びプロジェクト実施体制を確認し、本無償資金協力実施にあたって留意すべき点をまとめる。財務状況については、先方の予算配分システムについて確認し、本件実施に必要な先方負担事項経費の確保の見通しを確認する。また、本件の実施に伴って必要となる組織、人員、技術レベル、予算等について検討する。

エ. 対象地域の処分場の現状及び将来計画の確認

- (ア) 対象地域における既存の最終処分場の計画、および容量が限界に達した後の新規処分場にかかる将来計画を確認する。
- (イ) 対象地域における最終処分場の運営、維持・管理の実施体制や技術的・財政的な能力に関して、現地踏査や文献レビュー、関係者のヒヤリング等を通じて把握し、課題を特定する。

オ. 対象地域の収集・運搬にかかる現状の確認（プロポーザル提案事項）

- (ア) 対象地域の人口や人口増加率、生活レベル、廃棄物収集・処分状況及び衛生状況等を調査の上、適切な無償資金協力に係る評価指標を策定し、本調査に反映させる。
- (イ) 先方実施機関の機材維持管理体制を把握した上で、機材の仕様などを確

認する。現地の道路事情及び効率性、コストパフォーマンスを考慮した機材設計とする。

- (ウ) 収集後の廃棄物管理体制（リサイクル業者、処分業者の有無、管理体制と能力等）について確認し、収集効率だけでなく、廃棄物管理全体の効率が向上するよう配慮する。
 - (エ) 廃棄物処理場に関して LPP-E では対象 3 都市の既存廃棄物処分場の改善工事を支援している。首都ビエンチャンの既存廃棄物処分場（KM32）では、2012 年度に LPP-E にてアクセスロードや土堰堤、排水路整備等にかかる改善工事を、ルアンプラバンの既存廃棄物処分場では浸出水対策、ウェイブリッジや入口ゲートの設置を含む改善工事を、サヤブリでは事務所建屋や井戸の設置を含む改善工事を実施中ある。これらの改善工事を通じて、本無償資金協力事業による廃棄物収集率の向上から来る、処分場に持ち込まれる廃棄物の量の増加に対応し効率的に処理できるよう対策を行っている。本調査では左記改善の進捗とともに、処分場の将来計画を確認する。
 - (オ) その他配慮すべき自然条件・社会条件を確認し、設計に反映させる。なお具体的な確認すべき調査項目についてはプロポーザルに含めて提案する。
- カ. 要請コンポーネントの必要性・緊急性の確認及び優先付け
要請のあった機材のうち、それぞれについて必要性、緊急性を確認し優先付けを行う。
- キ. ソフトコンポーネントの必要性の確認（プロポーザル提案事項）
ソフトコンポーネントの記載が無いものの、LPP-E で実施する支援内容を確認の上、要すれば廃棄物収集料金の徴収及び年間運営計画作成や、対象地域における廃棄物処理機材の現状を確認し、収集率改善のための要因について検討を行った上で、供与する収集車両を用いた収集改善計画の作成、中継基地から最終処分場への運搬計画作成等のソフトコンポーネントを追加することも検討する。想定されるソフトコンポーネント案についてはプロポーザルにて提案すること。なお、提案にあたってはソフトコンポーネント・ガイドライン（第 3 版）（2010 年 10 月）を参照する。
- ク. 過去の類似案件及び他ドナーの援助状況・計画
- (7) 過去の類似案件及び調査の内容を把握し、教訓や知見を最大限に活用

する。特に我が国の無償資金協力による機材の活用状況等には留意する。

- (イ) 他ドナー・機関による活動状況を把握し、本計画との整合性や今後の協調・協力の可能性の有無を確認する。

ケ. その他、関連資料の収集及び本計画を検討する上で留意すべき事項の把握

コ. 環境社会配慮確認

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案検討を行い、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画の作成支援を行う。また、ラオス関係機関と協議の上、調査結果を整理する形で JICA 環境ガイドライン〈参考資料〉の環境チェックリストの作成支援を行う。環境社会配慮に関する主な調査項目は以下の通り。

- ・ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、文化遺産及び経済社会状況等）の説明
- ・相手国側の環境社会配慮制度・組織
 - (a) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関する法令や基準等
 - (b) JICA 環境ガイドラインとの乖離
 - (c) 関係機関の役割
- ・スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施（及び英文情報公開資料作成）

サ. 首都ビエンチャンの中継基地整備

首都ビエンチャンにおける最終処分場は市内中心部より 32km と遠方に位置しており、運搬の効率性向上のため、中継基地の整備が急務となっている。中継基地の候補地としては、国道 13 号線 KM16（市内中心部より 16km）に位置する 2ha の用地他挙げられている。

中継基地候補地の踏査等により情報を収集し、面積や地形、所有権、環境社会面の影響等を総合的に勘案し、ラオス・我が国の整備に関する責任分担の範囲を確認する（用地取得・住民移転の有無、有の場合はその規模の確認。）。住民移転もしくは用地取得が生じる場合には、住民移転計画書（要約版）の作成支援を行う。住民移転計画書（要約版）に含まれるべき調査項目は以下のとおり。

- (a) 用地取得・住民移転の必要性

- (b) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (c) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (d) 損失試算の補償、及び生活再再建対策の受給権者要件
- (e) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (f) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復するための生活再建対策
- (g) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- (h) 住民移転に責任を有する機関（実施期間、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- (i) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (j) 費用と財源
- (k) 実施期間によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (l) 初期設計、及び政権再建対策の代替案に係る住民協議結果

シ. 中継基地整備に係る概略設計

首都ビエンチャン及び調査を通じて支援対象とすることが確認された中継基地整備について概略設計を行う。その際、整備終了後のラオス側による継続的な活用、維持・管理能力を踏まえた設計とする。

ス. 調達事情、調達機材選定調査

土木工事に必要な資機材の調達に関して、過去の類似案件・調査からの知見を活用しつつ、現在のラオス国の調達事情を確認し、設計に反映させる。また、調達機材については、ラオス国の現地標準仕様等を確認する。さらに耐久性や事故防止の確保及びコスト縮減の側面から適切なレベルを検討し、既存の機材・設備とその運用状況等に応じた最適な機材計画を行う。また初期コストと運用コストを含む長期的な経済性についても十分検討する。

セ. 運営維持管理体制調査（プロポーザル提案事項）

- (7) スペアパーツの調達事情及び機材の修理体制状況について、これまでの調査結果及び過去の知見等からラオス国における現状を把握し、機材設計に反映させる。
- (4) 本計画実施後の実施機関の維持管理体制（技術面、財政面）、維持管理

に要する費用及び住民からの料金徴収の現状や計画等について、日常的・毎年・数年単位で行う業務に分類して整理した上で、改善案がある場合はソフトコンポーネントとして提案する。

ソ. プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する・「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

(7) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

(イ) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2011年3月改訂版)」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(ウ) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

タ. 先方負担事項の実施に関する提言（公租公課の免税手続き、用地確保、工事許可等）

(7) 我が国の無償資金協力のスキームを踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている先方負担事業との責任分担の考え方を明確に説

明する。

- (イ) これまでの調査結果に基づき、先方負担事項（公租公課の免税手続き、用地確保、工事許可等）を明確化し、その実施に係る提言を行う。
- (ウ) 先方負担事項については、先方の実状を踏まえつつも実施可能なものになるよう留意すること。これら先方負担事項については、調査実施の早期の段階から先方と情報交換を行うこと。

チ. 協力の直接・間接効果に係る評価方法の検討（プロポーザル提案事項）
プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約 3 年を目標とした目標年の目標値を設定する。評価方法や指標に関して、プロポーザルに含めて提案すること。

ツ. 以上の結果概要を取りまとめ、ラオス国政府関係者、現地 ODA タスクフォース等に説明し協議を行う。

(3) 国内解析（2013 年 9 月上旬～2013 年 12 月下旬）

第 1 次現地調査での結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。その後、設計方針会議での議論も踏まえて必要な解析・検討を行い、協力準備調査概要書を作成するとともに、詳細調査に基づき、入札に対応できる概略事業費の積算を行う。

設計・積算にあたっては、上記にも記載のとおり、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」及び「同 機材編」（2009 年 3 月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は協力準備調査報告書に参考資料として添付する。

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費（無償）積算内訳書に綴じ込み提出する。

(4) 第 2 次現地調査（2014 年 1 月上旬）

上記国内解析の結果を取りまとめた協力準備調査概要書を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（詳細調査に基づく事業費のドラフトを含む）。特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条

件、具体的対応策については十分説明・協議する。協議の結果、協力準備調査概要書の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体および無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、協力準備調査報告書に反映させる。

(5) 国内作業 (2014年1月上旬～3月上旬)

相手国政府への協力準備調査概要の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に要約版を含む協力準備調査報告書等を作成する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 8 部
- (2) インセプション・レポート : 英文 14 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) 協力準備調査報告書 (案) : 英文 14 部
: 和文 8 部
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 3 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (6) 機材仕様書 : 和文 8 部
: 英文 14 部
- (7) 概要資料 (案) : 和文 3 部及び CD-R 2 枚
(※完成予想図を含む。)
- (8) 協力準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 2 枚
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 14 部及び CD-R 3 枚
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R 2 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注 1) (1) 業務計画書については、JICA 業務実施契約契約書付属書 I (共通仕様書) 第 1 章第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) については様式等を規定していないが、(5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他 (2) ~ (4)、(7) ~ (9) については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2010 年 6 月)」を参照することとする。

注 3) 協力準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、

施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4）報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注5）作成した報告書類は別途電子データの状態で提出することとし、報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2011年3月版）」を参照する。

注6）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2013年8月中旬より国内事前準備を開始、2013年8月中旬より第1次現地調査を行い、2014年1月上旬に第2次現地調査（報告書案説明）を行うことを想定する。2014年1月上旬までに概要資料の提出、2014年3月上旬までに協力準備調査報告書等の成果品を作成・提出する。

項目/時期	2013年					2014年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前準備	□							
第1次現地調査	■							
国内解析		□						
第2次現地調査						■		
概要資料提出						△		
報告書提出								△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 14.1M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査には、下記の分野を担当する団員を参加させることを基本とする。上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、業務内容、業務分野、TOR を踏まえて理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(ア) 業務主任/廃棄物管理計画（2号）

(イ) 廃棄物機材計画1（3号）

(ウ) 廃棄物機材計画2/環境社会配慮

(エ) 調達計画/積算

(オ) 中継基地整備計画

3. 対象国の便宜供与

本調査実施にあたって、ラオス関係機関より一般的な情報提供等が得られる予定。

4. 配布資料

- ・本無償資金協力要請書
- ・平成 8 年度「ラオス人民民主共和国首都圏廃棄物処理改善計画基本設計調査報告書」
- ・LPP-E プロジェクト事業進捗報告書（第 1 号～第 3 号）

5. 当機構からの参加団員の構成と現地調査工程（案）

（1）第 1 次現地調査

- ア. 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- イ. 調査工程：約 1 週間
- ウ. 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

（2）第 2 次現地調査

- ア. 団員構成：総括（JICA）、計画管理（JICA）
- イ. 調査工程：約 1 週間
- ウ. 目的：

協力準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

6. 現地再委託（プロポーザル提案事項）

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するローカルコンサルタントに再委託して実施することができる。ただし、現地再委託する場合は、再委託する作業の内容と、数量、目的、作業計画を理由とともにプロポーザルに明記し、見積もりに含めて提案すること。

（1）環境社会配慮調査

（2）自然条件調査（測量、水質調査、地質調査）

なお、現地再委託契約にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者との業務の遂行に関しては、現地において適切な監督ならびに支持を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

8. その他留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工管理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・機材調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 および様式-3 を準用した表を添付する。

以 上

ラオス国「環境的に持続可能な都市における廃棄物管理改善計画」
にかかると自然条件調査仕様書

1. 目的

本調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、本事業の対象地域における地形、地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、ラオス国からの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案することとする。

2. 調査項目

（1）地形測量

調査目的	：首都ビエンチャン中継基地の設計等に必要と施工予定箇所周辺の地形の情報を把握する。
調査位置	：施工予定箇所周辺
調査内容	：平板測量、縦断測量・横断測量等 ・横断測量については 20m ピッチで行うこと 深浅測量 ・中継基地新設により河床の洗屈の影響が懸念される範囲で実施
実施方法	：直営または現地再委託
成果品	：平面図、縦断図、横断図等

（2）地質調査

調査目的	：中継基地設計等に必要と施工予定箇所周辺の地質状況等を把握するために実施するもの。
調査位置	：施工予定箇所 ・中継基地設計等に必要と箇所から数量を決定
調査内容	：調査ボーリング（地表から 20m 程度） 標準貫入試験

土質試験一式（比重試験、含水比試験、ふるい分け試験、一軸圧縮試験等）
（土層毎）

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 調査報告書

なお、先方実施機関保有の資料を確認し、それを持って上記調査目的を達成できると判断される場合には、自然条件調査は行わないこととする。

以 上